

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付けの手引き

平成29年2月

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会

目 次

1	貸付事業の概要	1	
2	貸付けに関する主な手続の流れ	2	
3	提出書類一覧	4	
4	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領（本文）	7	
	〃	（様式）	13
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関するQ & A	34	
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金に関する記録	36	

1 ひとり親家庭高等職業促進資金貸付事業の概要

高等職業訓練促進給付金（※）を受給して、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

※看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する間（上限3年）、生活の負担軽減のため、月額10万円（住民税課税世帯は7万500円）を支給するもの。
詳しくは、お住まいの市又は（町村在住の方は）厚生センターにお問い合わせください。

（1）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ①母子家庭（父子家庭）高等職業訓練促進給付金を受給している（していた）方
- ②富山県内に住んでいる（住民登録をしている）方
- ③養成機関を修了し、資格を取得した後、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ④平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は修了した方

※専門実践教育訓練給付金を受給する方や、保育士修学資金貸付制度又は介護福祉士等修学資金貸付制度による貸付けを受ける方は、対象外となります。

（2）貸付額

- ①入学準備金 50万円以内（養成機関に入学したとき）
- ②就職準備金 20万円以内（養成機関を修了し、かつ、資格を取得したとき）

（3）資金の交付

貸付決定及び借用証書提出の後、一括して借受人の口座に振り込みます。

（4）連帯保証人及び貸付利子

原則として、連帯保証人を1人立ててください。

連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者であることが必要です。ただし、貸付けを受けようとする者が未成年である場合には、連帯保証人は、法定代理人とします。

連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年利1%となります。

（5）返還免除

養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に就職し、富山県内において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

資格取得後1年以内に就職できなかった場合や、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事しなかった場合等は、返還計画（返還期間は6年以内）に従い、返還していただきます。

（6）申請手続

高等職業訓練促進資金貸付申請書に関係書類を添えて、富山県母子寡婦福祉連合会（以下「母寡連」という。）に提出してください。なお、入学準備金の場合は高等職業訓練促進給付金の支給決定から、就職準備金の場合は資格取得から、それぞれ3か月以内（支給決定又は資格取得が平成28年12月までの方は、平成29年3月31日まで）に申請してください。

（7）貸付けを受けた後の手続

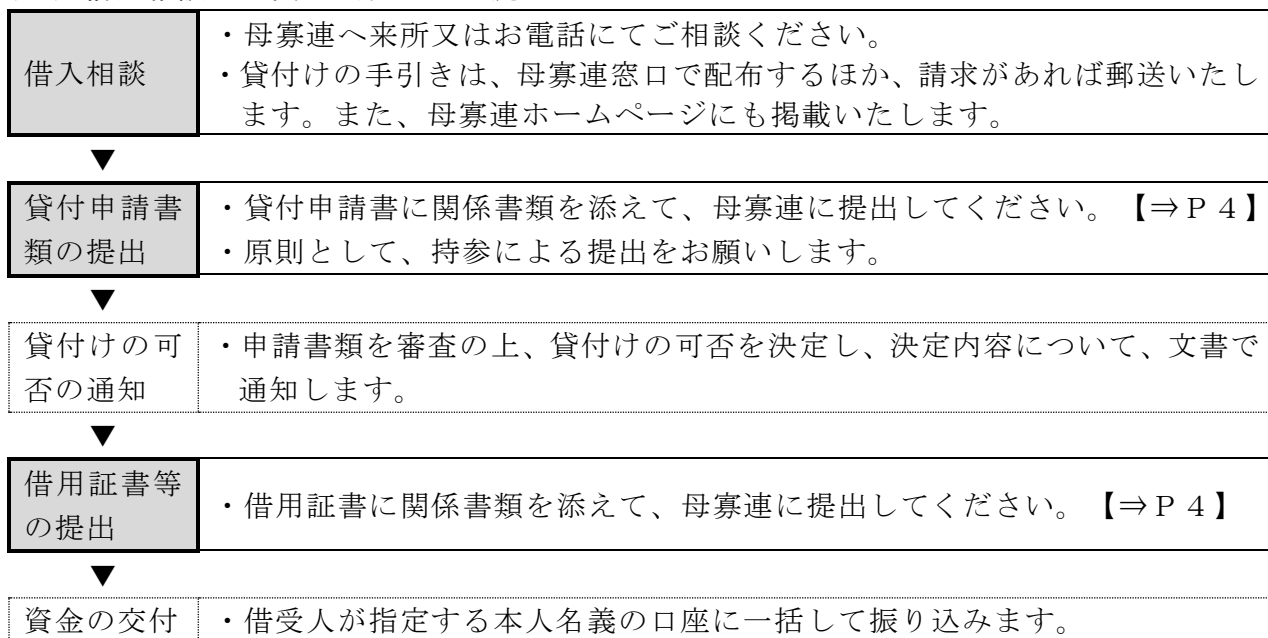
本事業の実施要領に定めるところに従い、母寡連に対し、修学・就業状況の報告や、変更が生じた場合の届出等を行っていただきます。

2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けに関する主な手続の流れ

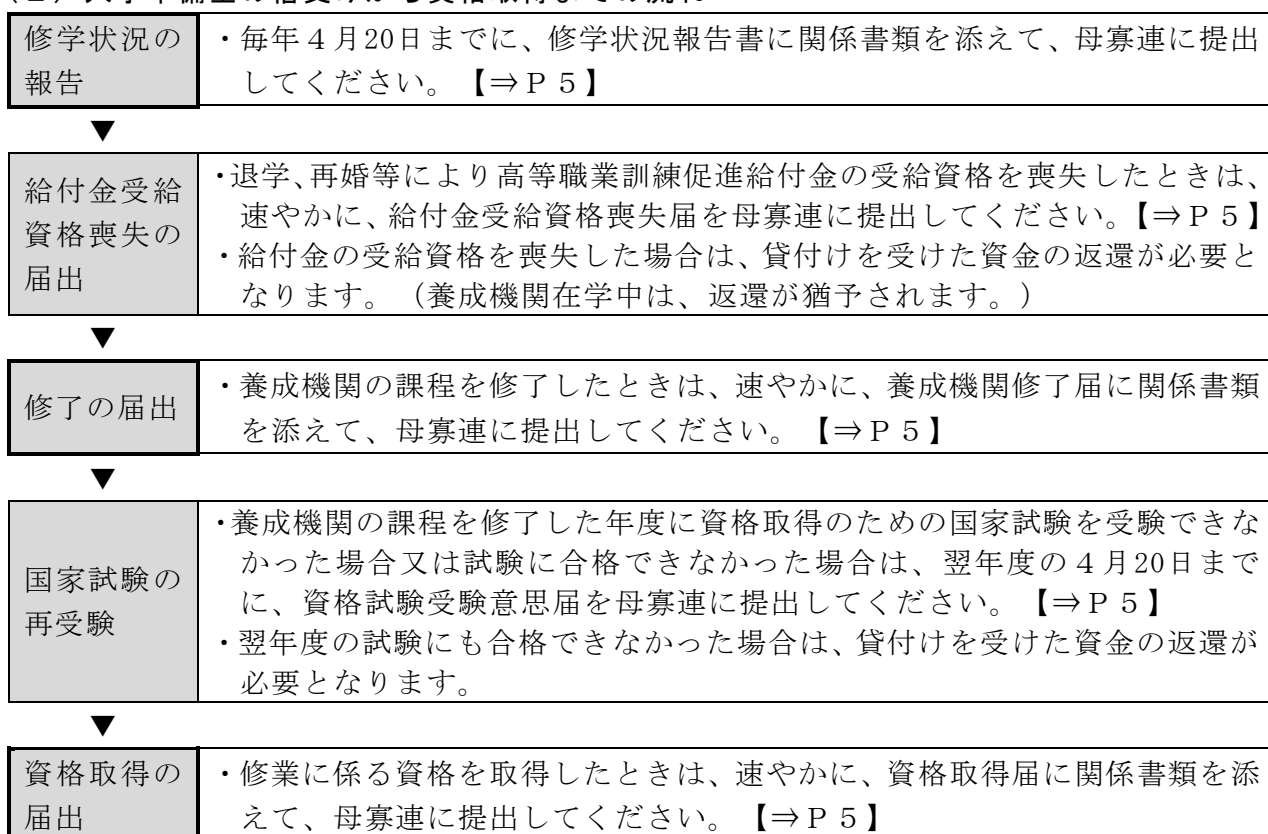
次の（１）～（４）は、主な手続について、その流れを例示したものです。

これら以外にも、住所・氏名に変更が生じた場合の届出など、本事業の実施要領に定める手続を忘れずに行ってください。（P 5～6 参照）

（１）借入相談から資金交付までの流れ



（２）入学準備金の借受けから資格取得までの流れ



(3) 資格を活かした就職から業務従事による返還免除までの流れ

返還猶予の申請	<ul style="list-style-type: none">資格取得後1年経過等により返還が開始しますが、取得した資格が必要な業務に従事しているときは、返還の猶予を受けることができます。返還の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書に関係書類を添えて、母寡連に提出してください。【⇒P6】
▼	
返還猶予の可否の通知	<ul style="list-style-type: none">申請書類を審査の上、返還猶予の可否を決定し、決定内容について、文書で通知します。
▼	
就業状況の報告	<ul style="list-style-type: none">毎年4月20日までに、就業状況報告書に関係書類を添えて、母寡連に提出してください。【⇒P6】
▼	
業務従事先変更の届出	<ul style="list-style-type: none">業務従事先を変更したときは、速やかに、業務従事先変更届に関係書類を添えて、母寡連に提出してください。【⇒P6】
▼	
離職の届出	<ul style="list-style-type: none">取得した資格が必要な業務に従事しなくなったときは、速やかに、離職届を母寡連に提出してください。【⇒P6】離職した場合は、貸付けを受けた資金の返還が必要となります。
▼	
返還免除の申請	<ul style="list-style-type: none">取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金の返還が免除されます。返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書に関係書類を添えて、母寡連に提出してください。【⇒P6】
▼	
返還免除の可否の通知	<ul style="list-style-type: none">申請書類を審査の上、返還免除の可否を決定し、決定内容について、文書で通知します。

(4) 返還事由発生から返還終了までの流れ

返還計画の提出	<ul style="list-style-type: none">資格取得後1年以内に就職できなかった場合や、取得した資格が必要な業務に従事しなくなった場合など、実施要領第13条第1項各号に定める事由が生じた場合は、貸付けを受けた資金の返還が必要となります。具体的な返還計画を立てる必要がありますので、速やかに、母寡連へ来所又はお電話にてご相談ください。返還事由が生じた日から2週間以内に、原則として持参により、返還計画届出書を母寡連に提出してください。【⇒P6】
▼	
返還方法等の通知	<ul style="list-style-type: none">返還計画届出書を母寡連で審査の上、借受人に対して、返還方法等を文書で通知します。
▼	
資金の返還	<ul style="list-style-type: none">母寡連が通知した返還方法等により、母寡連が指定する口座に返還金を振り込んでください。
▼	
借用証書の返還	<ul style="list-style-type: none">返還が終了した場合は、母寡連でお預かりしていた借用証書を返還いたします。

3 提出書類一覧

(1) 貸付申請に関するもの

提出するとき	提出書類	様式	備考
貸付けを受けようとするとき (入学準備金)	高等職業訓練促進資金貸付申請書	第1号	借受人及び連帯保証人が自署、実印を押印
	高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し	—	
	世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍の記載必要、個人番号の記載不要)	—	発行後3か月以内のもの
	養成機関の入学を証明する書類(合格通知書の写し、在学証明書等)	—	
	通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているページ)	—	
貸付けを受けようとするとき (就職準備金)	高等職業訓練促進資金貸付申請書	第1号	借受人及び連帯保証人が自署、実印を押印
	高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し	—	
	世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍の記載必要、個人番号の記載不要)	—	発行後3か月以内のもの
	養成機関の修了を証明する書類(修了証書等)	—	
	資格の取得を証明する書類(免許証の写し等)	—	
	通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているページ)	—	
貸付決定を受けたとき	高等職業訓練促進資金借用証書	第4号	借受人及び連帯保証人が自署、実印を押印し、収入印紙を貼付・消印
	借受人の印鑑登録証明書	—	発行後3か月以内のもの
	連帯保証人の印鑑登録証明書	—	発行後3か月以内のもの

(2) 変更事項に関するもの

提出するとき	提出書類	様式	備考
借受人又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき	住所・氏名変更届	第5号	変更後速やかに提出
	<住所を変更した場合>住民票の写し	—	
	<氏名を変更した場合>戸籍抄本	—	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	第6号	新たに連帯保証人となる者が自署、実印を押印
	新たに連帯保証人となる者の印鑑登録証明書	—	発行後3か月以内のもの
借受人が死亡したとき	借受人死亡届	第7号	同居の親族又は連帯保証人が速やかに提出
	死亡の事実を証明する書類(死亡診断書等)	—	
	<業務上の事由により死亡した場合>その事実を証明する書類	—	

(3) 修学、資格取得に関するもの ※入学準備金の借受人のみ

提出するとき	提出書類	様式	備考
養成機関在学中の毎年4月	修学状況報告書	第8号	毎年4月20日までに提出
	養成機関の在学証明書	—	4月1日現在の状況を記載したもの
退学等により給付金の受給資格を喪失したとき	給付金受給資格喪失届	第9号	喪失事由発生後速やかに提出
	受給資格の喪失日を証明する書類(退学許可書の写し、戸籍抄本等)	—	
養成機関を修了したとき	養成機関修了届	第10号	修了後速やかに提出
	養成機関の修了を証明する書類(修了証書等)	—	
養成機関を修了したが、資格を取得できなかったとき	資格試験受験意思届	第11号	修了翌年度の4月20日までに提出
	<災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合>当該事由を証明する書類	—	
資格を取得したとき	資格取得届	第12号	取得後速やかに提出
	資格の取得を証明する書類(免許証の写し等)	—	

(4) 就業に関するもの

提出するとき	提出書類	様式	備考
業務従事による返還猶予中の毎年4月	就業状況報告書	第17号	毎年4月20日までに提出
	業務従事証明書 ※提出済みの元従事先のものは省略可	第16号	4月までの状況を記載したもの
業務従事先を変更したとき	業務従事先変更届	第18号	変更後速やかに提出
	変更後の従事先の業務従事証明書 ※異動に伴う勤務地の変更のみで、業務内容に変更がない場合は添付不要	第16号	
業務に従事しなくなったとき	離職届	第19号	離職後速やかに提出

(5) 返還に関するもの

提出するとき	提出書類	様式	備考
返還事由（要領第13条第1項）が発生したとき	高等職業訓練促進資金返還計画届出書	第13号	返還事由発生後2週間以内に提出
返還計画を変更するとき	高等職業訓練促進資金返還計画変更届出書	第14号	
返還猶予を受けようとするとき （猶予事由は要領第15条）	高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	第15号	
	<養成機関在学による場合>養成機関の在学証明書	—	
	<業務従事による場合>業務従事証明書	第16号	
返還免除を受けようとするとき （免除事由は要領第18条）	<やむをえない事由があることによる場合>当該事由を証明する書類	—	
	高等職業訓練促進資金返還免除申請書	第20号	借受人が死亡したときは相続人又は連帯保証人が提出
	<業務従事による場合>業務従事証明書 ※提出済みの元従事先のものは省略可	第16号	
	<業務上の死亡、心身の故障による業務継続不能の場合>当該事実を証明する書類 （死亡診断書、医師の診断書等）	—	
	<死亡又は障害による返還不能の場合>死亡又は障害の事実を証明する書類 （死亡診断書、医師の診断書等）	—	
<死亡又は障害による返還不能の場合>相続人又は連帯保証人において返還が困難であることを示す書類	—		

4 公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 訓練促進資金の貸付けは、公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）が、富山県知事から、事業実施に当たって必要な指導・助言を受けて行う。

(貸付対象者)

第3条 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下これらを「訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であり、かつ、原則として富山県に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者とする。ただし、雇用保険法（昭和49年法律116号）第60条の2に規定する教育訓練給付金のうち専門実践教育訓練に係るものを受給する者、保育士修学資金貸付制度又は介護福祉士等修学資金貸付制度による貸付けを受ける者は、対象としない。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第4条 訓練促進資金は、訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第5条 訓練促進資金は、連合会の会長（以下単に「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。

(保証人)

第6条 保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第20条の規定による延滞利子を包含するものとする。

2 保証人は、独立の生計を営む成年の者で、原則として富山県内に居住する者でなければならない。ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合には、保証人は、法定代理人でなければならない。

(貸付申請)

第7条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 入学準備金については、養成機関の入学を証明する書類
- (4) 就職準備金については、養成機関の修了を証明する書類及び資格の取得を証明する書類

2 前項の規定による申請は、原則として、次の各号に掲げる期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が平成28年度にある者にあつては、平成29年3月31日までとする。

- (1) 入学準備金 訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から3箇月を経過した日
- (2) 就職準備金 養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から3箇月を経過した日

(貸付決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申請があつた場合において、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付金額、返還方法及び期間その他必要な事項を記載した貸付決定通知書(様式第2号)を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

2 会長は、貸し付けることが適当でないとき、貸付不承認決定通知書(様式第3号)を当該貸付申請者に交付するものとする。

3 第1項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用証書(様式第4号)に貸付決定通知書の交付を受けた者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、会長に提出するものとする。

(資金の交付)

第9条 訓練促進資金の交付は、一括して借受人の口座に振り込む方法により行う。ただし、特別な事由があるときは、会長は、他の方法により交付することができる。

(氏名の変更等の届出)

第10条 借受人又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、当該借受人は、速やかに、住所・氏名変更届(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届(様式第6号)に新たに連帯保証人となる者の印鑑登録証明書を添えて、会長に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人は、速やかに借受人死亡届(様式第7号)にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(修学状況の報告等)

第11条 入学準備金の借受人は、養成機関に在学する間、毎年4月20日までに、修学状況報告書(様式第8号)に養成機関の在学証明書を添えて、会長に提出しなければならない。

2 入学準備金の借受人は、養成機関修了前に、退学、再婚その他の事由により、訓練促進給付金の受給資格を喪失したときは、速やかに、給付金受給資格喪失届(様式第9号)

を会長に提出しなければならない。

- 3 入学準備金の借受人は、養成機関の課程を修了したときは、速やかに、養成機関修了届（様式第10号）に養成機関の修了を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 4 入学準備金の借受人は、養成機関の課程を修了した年度に資格取得のための国家試験（以下「試験」という。）を受験できなかった場合又は試験に合格できなかった場合であって、翌年度の試験を受験しようとするときは、修了した年度の翌年度の4月20日までに、資格試験受験意思届（様式第11号）を会長に提出しなければならない。
- 5 入学準備金の借受人は、修業に係る資格を取得したときは、速やかに、資格取得届（様式第12号）に資格の取得を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 養成機関修了前に訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき。
 - (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により貸付契約を解除したときは、その旨を借受人に対して通知するものとする。

（返還）

第13条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から6年（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸付けを受けた訓練促進資金を返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成機関を修了した日から3箇月以内（災害、疾病、負傷その他やむをえない事由により試験を受験できなかった場合又は試験に合格できなかった場合であって、翌年度の試験を受験する意思があると認められるときは、修了した年度の翌年度の試験を受験して資格を取得するのに必要な期間内）に資格を取得しなかったとき。
 - (3) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年が経過したとき。
 - (4) 富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなくなったとき。（離職後も再就職のために会長が認める求職活動を行っている場合は、求職期間中も業務に従事しているものとみなす。ただし、業務に従事しているものとみなす求職期間は、最長1年間とする。以下同じ。）
 - (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 訓練促進資金の返還は、次のいずれかにより、会長が指定する口座に振り込む方法で行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 月賦返還 毎月末までに均等返還するもの
- (2) 半年賦返還 毎年6月末及び12月末までに均等返還するもの
- (3) 一括返還 返還事由が生じた月の翌月末までに一括返還するもの

(返還計画)

- 第14条** 借受人は、前条第1項に規定する返還事由が生じたときは、当該事由が生じた日から2週間以内に、返還計画届出書(様式第13号)を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の返還計画届出書を審査の上、訓練促進資金の返還方法及び期間を決定し、借受人に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の返還計画届出書が提出されないときは、第7条第5項の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により訓練促進資金を返還させるものとし、借受人に返還方法及び期間を通知するものとする。
- 4 借受人は、前2項の規定により通知を受けた返還方法及び期間を変更しようとするときは、返還計画変更届出書(様式第14号)を会長に提出しなければならない。
- 5 会長は、前項の返還計画変更届出書を審査の上、訓練促進資金の返還方法及び期間を決定し、借受人に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

- 第15条** 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予の申請等)

- 第16条** 借受人は、前条の規定により訓練促進資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書(様式第15号)に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合 養成機関の在学証明書
- (2) 前条第2項第1号に掲げる場合 業務従事証明書(様式第16号)
- (3) 前条第2項第2号に掲げる場合 訓練促進資金の返還が困難となる事由があることを証明する書類
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、訓練促進資金の返還猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(就業状況の報告等)

- 第17条** 第15条第2項第1号に該当して訓練促進資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者(以下「猶予者」という。)は、毎年4月20日までに、就業状況報告書(様式第17号)に業務従事証明書(様式第16号)を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 猶予者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。
- (1) 業務従事先を変更したとき 業務従事先変更届(様式第18号)
- (2) 取得した資格が必要な業務に従事しなくなったとき 離職届(様式第19号)

(返還の債務の免除)

第18条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

(2) 前号に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部

(3) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事したとき 当該業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額

(返還の免除の申請等)

第19条 借受人（借受人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人）は、前条の規定により訓練促進資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（様式第20号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号又は第2項第3号に該当する者 業務従事証明書（様式第16号）

(2) 前条第1項第2号又は第2項第1号に該当する者 当該事由を証明する書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、訓練促進資金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

3 会長は、前条第2項の規定による返還の債務の免除を行う場合、その妥当性について、富山県知事の承認を受けるものとする。

(延滞利子)

第20条 会長は、借受人が正当な理由がなくて訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計経理)

第21条 連合会は、本事業の会計について、特別会計を設けて経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該特別会計に繰り入れるものとする。

（事業の廃止）

第22条 本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び県が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。

2 連合会は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金を県に返還するものとする。

（借受人等の責務）

第23条 借受人は、母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 借受人及び連帯保証人は、連合会から貸付けの要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成29年2月10日から施行し、平成28年1月20日から適用する。

(表)

様式第1号(第7条関係)

高等職業訓練促進資金貸付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者氏名

印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを受けたいので、同意事項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

氏名	フリガナ		生年 月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)			
電話	自宅		携帯	
養成機関及び修業内容	養成機関名			
	コース・学科		養成区分	<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 通信
	所在地	(〒 -)		電話 () -
	修業期間	平成 年 月から平成 年 月まで (修業年限: 年)		
	修業に係る資格	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申請金額	入学準備金	円	就職準備金	円
返還方法及び期間(予定)	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 一括 年 月			
他の借入金等の状況	専門実践教育訓練給付金 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 保育士修学資金貸付金又は介護福祉士等修学資金貸付金 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 その他の借入金 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (名称:)			
希望する振込口座	金融機関名	口座の種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義(フリガナ)			
同一の世帯に属する者の氏名等	氏名	続柄	生年月日	職業
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

(裏)

【連帯保証人】

氏名	フリガナ		生年 月日	年 月 日 (歳)	
住所	(〒 -)				
電話	自宅		携帯		
申請者との関係					
職業等	職業				
	勤務先名称				
	勤務先住所	(〒 -)	電話 () -		
	収入(年額)				

当該申請に基づき訓練促進資金の貸付契約が締結された場合、連帯して債務を負担することに同意します。

連帯保証人氏名

④

<同意事項>

- ①母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めること。
- ②本事業の実施要領に定めるところに従い、報告及び届出を行うこと。
- ③②のほか、富山県母子寡婦福祉連合会から貸付けの要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行うこと。
- ④本事業の目的を達成するために必要な範囲内で、富山県又は高等職業訓練促進給付金の支給を行った市と、富山県母子寡婦福祉連合会との間で、個人情報相互に提供・共有すること。

<添付書類>

- ①高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ②世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍の記載必要、個人番号の記載不要)
- ③養成機関の入学を証明する書類(合格通知書の写し、在学証明書等) ※入学準備金の場合
- ④養成機関の修了を証明する書類(修了証書等) ※就職準備金の場合
- ⑤資格の取得を証明する書類(免許証の写し等) ※就職準備金の場合
- ⑥通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているページ)

様式第2号（第8条関係）

高等職業訓練促進資金貸付決定通知書

平成 年 月 日

殿

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会

会長

㊟

平成 年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、次のとおり貸付けを決定したので通知します。

資金の種類	
貸付番号	
貸付金額	円
利子	
返還方法及び 期間（予定）	

※この通知を受けた者は、速やかに、借用証書（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、富山県母子寡婦福祉連合会会長あて提出すること。

様式第3号（第8条関係）

高等職業訓練促進資金貸付不承認決定通知書

平成 年 月 日

殿

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会

会長

㊟

平成 年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、次の理由により貸付不承認と決定したので通知します。

不承認の理由	
--------	--

高等職業訓練促進資金借用証書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

収入印紙
※消印すること

借受人住所

氏名

⑩

連帯保証人住所

氏名

⑩

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を次のとおり借用します。

資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
貸付番号	
借用金額	円
利子	<input type="checkbox"/> 有（年1.0%） <input type="checkbox"/> 無
返還方法及び期間（予定）	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 一括 年 月
管轄裁判所	公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会の所在地を管轄する裁判所とする。

<添付書類>

- ①借受人の印鑑登録証明書
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書

住所・氏名変更届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊟

次のとおり住所・氏名を変更したので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金	
	貸付番号		
	貸付金額	円	
変更事項	<input type="checkbox"/> 借受人の住所 <input type="checkbox"/> 借受人の氏名 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の住所 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の氏名		
住所	変更前	(〒 -)	
	変更後	(〒 -)	
氏名	変更前		
	変更後	フリガナ	
変更年月日	平成 年 月 日		
変更理由			

<添付書類>

- ①住所を変更した場合 住民票の写し
- ②氏名を変更した場合 戸籍抄本

連帯保証人変更届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

⑨

次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金	
	貸付番号		
	貸付金額	円	
連帯保証人の氏名	変更前		
	変更後		
変更理由			

【連帯保証人】

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)			
電話	自宅		携帯	
申請者との関係				
職業等	職業			
	勤務先名称			
	勤務先住所	(〒 -)	電話 ()	-
	収入(年額)			

上記の貸付けについて、借受人と連帯して債務を負担することに同意します。

連帯保証人氏名

⑨

<添付書類>

- ①新たに連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

借受人死亡届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

届出者住所

氏名

㊞

次のとおり借受人が死亡したので届け出ます。

借受人の 氏名		
貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
借受人と の関係		
死亡年月日	平成 年 月 日	
死亡理由		

<添付書類>

- ①死亡の事実を証明する書類（死亡診断書等）
- ②業務上の事由により死亡した場合は、その事実を証明する書類

修学状況報告書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊟

養成機関における修学状況について、次のとおり報告します。

貸付内容	資金の種類	入学準備金		
	貸付番号			
	貸付金額	円		
養成機関及び修業内容	養成機関名			
	コース・学科	養成区分	<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 通信	
	所在地	(〒 -)		電話 () -
	修業年限	年		
	修業に係る資格	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師 <input type="checkbox"/> その他 ()		
修学状況	入学年月日	平成 年 月 日		
	留年の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年次)		
	休学の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (休学期間： 年 月 日～ 年 月 日)		
	修了予定	平成 年 月 日		

<添付書類>

①養成機関の在学証明書 ※4月1日現在の状況を記載したもの

給付金受給資格喪失届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

⑨

次のとおり高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失したので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	入学準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
養成機関名		
受給資格の喪失事由	<input type="checkbox"/> 養成機関を退学した <input type="checkbox"/> 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった <input type="checkbox"/> その他（ ）	
喪失年月日	平成 年 月 日	

<添付書類>

①受給資格の喪失日を証明する書類（退学許可書の写し、戸籍抄本等）

養成機関修了届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊞

次のとおり養成機関の課程を修了したので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	入学準備金		
	貸付番号			
	貸付金額	円		
養成機関名				
修了年月日	平成 年 月 日			
取得しようとする資格	<input type="checkbox"/> 看護師	<input type="checkbox"/> 准看護師	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	<input type="checkbox"/> 保育士
	<input type="checkbox"/> 理学療法士	<input type="checkbox"/> 作業療法士	<input type="checkbox"/> 理容師	<input type="checkbox"/> 美容師
	<input type="checkbox"/> 歯科衛生士	<input type="checkbox"/> 歯科技工士	<input type="checkbox"/> 調理師	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
取得見込み	平成 年 月			

<添付書類>

- ①養成機関の修了を証明する書類（修了証書等）

資格試験受験意思届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊟

次のとおり資格取得のための国家試験を受験する意思がありますので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	入学準備金		
	貸付番号			
	貸付金額	円		
修了した 養成機関名				
修了年月日	平成 年 月 日			
取得しよう とする資格	<input type="checkbox"/> 看護師	<input type="checkbox"/> 准看護師	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	<input type="checkbox"/> 保育士
	<input type="checkbox"/> 理学療法士	<input type="checkbox"/> 作業療法士	<input type="checkbox"/> 理容師	<input type="checkbox"/> 美容師
	<input type="checkbox"/> 歯科衛生士	<input type="checkbox"/> 歯科技工士	<input type="checkbox"/> 調理師	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
修了年度の 試験日	平成 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 受験した <input type="checkbox"/> 受験できなかった ）			
受験できな かった場合 の理由				
次回受験 予定年月	平成 年 月			

<添付書類>

- ①災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により試験を受験できなかった場合は、当該事由を証明する書類

資格取得届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

⑨

次のとおり資格を取得したので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	入学準備金		
	貸付番号			
	貸付金額	円		
養成機関名				
修了年月日	平成 年 月 日			
取得した資格	<input type="checkbox"/> 看護師	<input type="checkbox"/> 准看護師	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	<input type="checkbox"/> 保育士
	<input type="checkbox"/> 理学療法士	<input type="checkbox"/> 作業療法士	<input type="checkbox"/> 理容師	<input type="checkbox"/> 美容師
	<input type="checkbox"/> 歯科衛生士	<input type="checkbox"/> 歯科技工士	<input type="checkbox"/> 調理師	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
取得年月日	平成 年 月 日			

<添付書類>

- ①資格の取得を証明する書類（免許証の写し等）

高等職業訓練促進資金返還計画届出書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名 ⑩

連帯保証人住所

氏名 ⑩

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、次のとおり返還することとしたいので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
返還方法及び期間	<input type="checkbox"/> 月賦	平成 年 月から平成 年 月までの各月
	<input type="checkbox"/> 半年賦	平成 年 月から平成 年 月までの半年ごと
	<input type="checkbox"/> 一括	平成 年 月 日
返還額	<input type="checkbox"/> 月賦	毎回 円 × 回 (初回のみ 円)
	<input type="checkbox"/> 半年賦	毎回 円 × 回 (初回のみ 円)
	<input type="checkbox"/> 一括	円

※入学準備金と就職準備金の両方の貸付けを受けている場合は、まとめて記載すること。ただし、連帯保証人が異なる場合は、それぞれに作成すること。

高等職業訓練促進資金返還計画変更届出書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名 ⑩

連帯保証人住所

氏名 ⑩

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、次のとおり返還方法及び返還額を変更したいので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
返還状況	返還免除額	円
	返還済額	円
	返還未済額	円
返還方法及び期間	<input type="checkbox"/> 月賦	平成 年 月から平成 年 月までの各月
	<input type="checkbox"/> 半年賦	平成 年 月から平成 年 月までの半年ごと
	<input type="checkbox"/> 一括	平成 年 月 日
返還額	<input type="checkbox"/> 月賦	毎回 円 × 回 (初回のみ 円)
	<input type="checkbox"/> 半年賦	毎回 円 × 回 (初回のみ 円)
	<input type="checkbox"/> 一括	円
変更理由		

※入学準備金と就職準備金の両方の貸付けを受けている場合は、まとめて記載すること。ただし、連帯保証人が異なる場合は、それぞれに作成すること。

高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊟

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金	
	貸付番号		
	貸付金額	円	
返還状況	返還免除額	円	
	返還済額	円	
	返還未済額	円	
猶予申請額	円		
猶予申請期間	平成 年 月から平成 年 月まで		
猶予申請の理由	<input type="checkbox"/> 契約解除後も引き続き養成機関に在学している。 <input type="checkbox"/> 養成機関卒業後さらに他種の養成機関において修学している。 <input type="checkbox"/> 取得した資格が必要な業務に従事している。 <input type="checkbox"/> 災害、疾病、負傷その他やむをえない事由がある。		
業務従事状況	期間	業務従事先	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

<添付書類>

- ①養成機関在学による場合 養成機関の在学証明書
- ②業務従事による場合 業務従事証明書（様式第16号）
- ③やむをえない事由があることによる場合 当該事由を証明する書類

業務従事証明書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

【借受人】

住所	(〒 -)
氏名	

【業務従事先】

事業所の所在地	(〒 -)	電話 () -
事業所の名称		
事業所の種類		
職種		
従事業務に関わる資格	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師 <input type="checkbox"/> その他 ()	
1週間の所定労働時間		
業務従事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ※資格取得以降の日を記入 ※継続中の場合は終期の記入不要	

上記のとおり業務に従事したことを証明します。

事業所名

代表者

印

就業状況報告書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

㊟

資格取得後の就業状況について、次のとおり報告します。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金	
	貸付番号		
	貸付金額	円	
取得した資格	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
資格取得日	平成 年 月 日		
業務従事状況	期間	業務従事先	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

<添付書類>

①業務従事証明書（様式第16号） ※提出済みの元従事先のものは省略可

離職届

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人住所

氏名

印

次のとおり離職したので届け出ます。

貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
従事先 事業所名		
離職年月日	平成 年 月 日	
離職理由		

高等職業訓練促進資金返還免除申請書

平成 年 月 日

公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者住所

氏名

㊞

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人の氏名		
貸付内容	資金の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
	貸付番号	
	貸付金額	円
返還状況	既免除額	円
	返還済額	円
	返還未済額	円
免除申請額	円	
免除申請の理由	<input type="checkbox"/> 取得した資格が必要な業務に従事した（従事期間： 年 月） <input type="checkbox"/> 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった <input type="checkbox"/> 死亡又は障害により返還することができなくなった	
業務従事状況	期間	業務従事先
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	

<添付書類>

- ①業務従事による場合 業務従事証明書（様式第16号） ※提出済みの元従事先のものは省略可
- ②業務上の死亡、心身の故障による業務継続不能の場合 当該事実を証明する書類（死亡診断書、医師の診断書等）
- ③死亡又は障害による返還不能の場合 死亡又は障害の事実を証明する書類（死亡診断書、医師の診断書等）、相続人又は連帯保証人において返還が困難であることを示す書類

5 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関するQ & A

問1 返還の債務の当然免除となる「取得した資格が必要な業務」とは、どのような業務か。

(答)

「取得した資格が必要な業務」に従事する場合とは、例えば、保健師の資格を取得した者が看護師として業務に従事する場合や看護師の資格を取得した者が訪問看護ステーションを経営する場合を含み、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではない。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らない（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く）。

問2 返還の債務の当然免除となる「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、どのような場合か。

(答)

「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなす。

- ① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

- ③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

問3 本貸付事業の貸付対象として、平成27年度末に養成機関を修了する者を含めてよいか。

(答)

平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた者で養成機関を修了する者、養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する者を対象とする。

なお、平成25年度に3年課程の養成機関での修業を開始した者が、25年度、26年度の2年間、高等職業訓練促進給付金を受給し、27年度は高等職業訓練促進給付金を受けていなかった場合であっても、就職準備金を貸し付けて差し支えない。

問4 本貸付事業の貸付を受けたひとり親が再婚等によりひとり親ではなくなった場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としており、養成機関に在学中に再婚した場合には、高等職業訓練促進給付金の支給対象とはならなくなるため、貸付事業の対象にもならなくなる。このため、貸付契約は解除されることとなるが、在学期間中については、返還の債務は履行猶予されるものである。

なお、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、ひとり親でなくなったことをもって、返還を求めるものではない。

問5 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けている者を本事業の貸付けの対象としてよいか。

(答)

母子父子寡婦福祉資金貸付金と高等職業訓練促進資金貸付金は併用して差し支えない。また、独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金を併用しても差し支えない。なお、養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者については、本貸付事業の対象とはしない。ただし、従前通り、高等職業訓練促進給付金と専門実践教育訓練給付金の支給を同時に受けることは可能である。

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金に関する記録

借受人氏名	
-------	--

(1) 借受けに関する記録

	入学準備金	就職準備金
貸付番号		
借用金額		
受領(振込)年月日		
連帯保証人氏名		

(2) 修学、資格取得に関する記録

養成機関名	
取得(予定)資格	
入学年月日	
卒業年月日	
資格取得年月日	

(3) 就業に関する記録

	業務従事先①	業務従事先②	業務従事先③
事業所の名称			
就業開始年月日			
就業終了年月日			
業務従事期間			

(4) 返還に関する記録(計画)

	当初計画	変更後①	変更後②
返還総額(残額)			
返還方法			
返還開始年月			
返還終了年月			
返還(残)回数			
1回あたり返還額			

※貸付けが決定したら、このページに記録していき、返還が終了するか、返還が免除されるまで、大切に保管してください。

Memo

書類の提出先及び問合せ先

公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
〒930-0094 富山県富山市安住町5-21
富山県総合福祉会館（サンシップとやま）3階
TEL. 076-432-4298 FAX. 076-432-4221
URL <http://www.bokaren-toyama.jp>
E-mail s.m.bokaren@arrow.ocn.ne.jp
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00